

VII

昭和初頭の栄冠



## 遂に名醸地へ、築いた人々

明治四〇年（一九〇七）に、全国酒造業者と大蔵官僚によつて社団法人日本醸造協会が創立され、その主催に依る全国清酒品評会が開かれるようになつて以来、そこでの最優勝を獲得するかどうかが、国内における清酒の地位を決定するものであり、名醸地の名をうたわれる標準にもなるのであつた。

△坂口謹一郎著、日本の酒▽ 品評会の初期には、上位の優等賞のほとんど全部が灘と伏見の占めるところであつて、地方の酒としては広島、それに次いで秋田がようやく顔を見せる程度であった。その後、最高の名誉賞には、灘を別として、大正一四年までは京都、広島、秋田の顔が見えたが、昭和三年にはさらに島根、長野、熊本、福岡が登場してきた。

灘や伏見の伝統の王座に迫つた広島、秋田につづいて、この時から、信州清酒が自他とも任ずる名醸地になつたのである。昭和三年、初の名誉賞は岡谷の高橋巳喜之助と、諏訪醸造研究株式会社とによつて飾られたが、爾来、昭和九年には大町の北安醸造、一年には諏訪の宮坂醸造、二三年には大町の薄井合名、塩尻の丸山紋一郎と、信州は相ついで万丈の気焰を吐いた。

思えば、明治一四年、第二回内国博覧会が東京上野にひらかれた折、品評会といふものに出品して霸を競う郷土の第一号として、飯田の奥村収蔵が清酒「幾久銘」を出品した時から、正に半世紀の才月が流れている。この間、この郷土の先人たちは嘗々として、よりよき酒を造り、その声価を高からしめるために、あらゆる機会を摑んでは、あらゆる舞台に出品し、競つて酒質の改善をはかつてきただつたが、今や、その父祖以来の悲願を達成して、ついに名醸地の地位を築きあげたのである。明治から大正にかけて、県下酒造家たちの努力目標は「広島に迫れ」「秋田に遅れるな」の合言葉で象徴されたが、全く、それを実現し得たのである。

△三井義氏談△ 名誉賞をとるためには、全国品評会において四回のうち三回、優賞に入賞しなければならないのだが、品評会は一年おきに開かれるのだから、結局八年間続けて優良酒をつくらなければ、その栄誉に輝けないのであって、これは全く大変なことであった。その偉業を信州の業者が相ついで成し遂げ、しかもそれに劣らない酒が県下の各地で続々と造られ、それに続く上位の入賞を見ていたのだから、名醸地をうたわれ、全国が注目したのは当然である。それだけに、名誉賞を勝ちとった業者の感慨は大きかつた。昭和十三年先代の丸山紋一郎さんは重い病床に伏せっていたが、全国の名誉賞旗を持たせてやると、とうとうこれを取ることができたか、先生のお陰だ、もう死んでもよいといって目を閉じたと聞いた、その喜びの姿が忘れられない。

明治一四年、一先覚者によつて、それが試みられて以来半世紀、二〇年代に、県下の心ある業者がせつせと技術改善の書物を買いくこんで以来四〇年、三〇年代に相ついで酒造組合を結成、協同の力に依る酒質改良にむかって以来三〇年、殊に、四二年に県酒聯の大団結を以て、全県業者が一体となつての改良に進軍を開始して以来二〇年、今や、堂々と日本の脚光を浴びたのであった。苦闘のあととの幾つかの記録を辿つておこう。

明治一四年 第二回国展覽会催されるに当り、上伊那三里村百瀬多治の桑酒とブドウ酒、同郡南向村塩沢伊八郎の養命酒、飯田町奥邸収蔵の清酒幾久銘、同町館野平馬の山ブドウ酒出品さる。

明治二二年 上下高井、下水内三郡の業者ら連合の清酒品評会をひらき、本県におけるこの種催しの先駆をなす。

明治三〇年 下高井科野村花岡善助、京都博覽会に出品入賞す。

明治三二年 下高井平穂村佐藤喜惣治、京都の貿易博覽会に出品入賞す。

す。

明治四一年 長野市に開かれた一府一〇県連合共進会において、東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、茨城、千葉、栃木、山梨、愛知等から

各五〇～一〇〇点出品の中で信州勢大量入賞す。たつた一人の一等に南佐久郡木内吾市、二等一八人中一人、三等二九人中三人、四等一〇〇人の中二〇人など大量入賞し、大いに声価を高む。

大正六年 全国品評会において二等六人、三等一八人入賞し、新興勢力としての前途を認めらる。

大正一三年 全国品評会において初めて優等三人、一等一〇人、二等五人、三等二三人の大量入賞を見、全出品中三五・二%の入賞歩合を示し、一段とまたその進出を認めらる。

昭和三年 全国品評会の全国出品者一〇四人の中において優等六人、一等一三人、二等一五人、三等二〇人、入賞歩合五二・二%を示し、高

橋巳喜之助、諫訪醸造研究所は初めて名誉賞を獲得し、信州清酒の声価を決定的ならしむ。

昭和一四年 日本醸造協会中部主催の『清酒鑑評会成績録』に以下の如く記録さる。「今回の各県の成績を通覧するに、長野県は上位の大半を占めて文字通り王座を占めたり。新潟県は流石に酒造王国の貫禄を示

かくて、信州清酒は日本の名醸地として登場し、税務当局から「中部地方における王座ゆるがず」の絶讃を浴びるに至つた。これは、業者全体のたゆみない努力に依ること勿論だが、長い精進のこの間、うしろ側に多くの指導者たちがいて呉れたことを忘れ得ないのである。

税務監督局関係の鑑定部長として中村政五郎、田中勝太郎、近藤一男、金井春吉、渡合六治、小穴富士雄、長沼篤次、柴田主税、渡辺八郎、長野税務署鑑定課長山本堯<sup>つよし</sup>らの名があげられ、県関係の技師として中川鯉太、出雲永槌、萱場、永田守一、三井毅、木瀬与六、今井謹也らが記録されなければならないし、大蔵省醸造試験所長として、日本酒の発達の上に大きな功績を残した山田正一及び松本出身の鈴木明治が、その郷党のために指導を怠らなかつたことも記憶されなければならない。

## 裏に杜氏あり、蔵びとの変遷

信州清酒の発展をみちびいた裏側に、優れた杜氏と誠実な蔵びと達のいたことも忘れるわけにはいかない。江戸時代の昔から、酒造りの仕事は、杜氏を中心として三役と呼ばれる頭、麴師、醸師に殆どまかされていたのである。それ以下の稼ぎ人について、伊那地方では「酒<sup>さけ</sup>禄<sup>ろく</sup>」北信濃地方では「酒屋者<sup>さかやもん</sup>」などと呼ばれたが、殊に、杜氏は全く主人の財産をあずかっているようなものであった。酒造

して中堅層の大半を占めおるも上位のもの出品点数に対し、比較的少なかりしは稍々寂寥の感なり。岐阜県は最近數年長足の進歩を示し、今回堅固不拔の成績を示したるは平常の熱心ぶりの反映といふべし。愛知県は中堅層の成績を飾りおるも、上位のもの稍少く今後の奮發を望む次第なり。」

りがこんなにちのようにならぬ、専ら経験や勘だけにたよっていた昔にさかのぼればさかのぼるほど、主人たちにとつて杜氏は大切なものであった。

江戸時代の『藤井文書』を見ても、杜氏に関する記録が非常に多い。文久三年二月九日「杜氏清蔵儀、明十日在所へ引取候につき、去冬分給金半季五両相渡しほかに十両遣す、又親元へ海苔一包遣し候」とか、安政三年二月十四日「杜氏清蔵儀、昨夜門口戸引付けおき、夜遊びに出候処、坂額村平衛門、母の不幸にて買物に來り、酒蔵右様のこと露顯いたし候えども不心得を責め、暇出し候えども、親ともども詫び入れ來り候につき勘弁申し候」などと記され、時には「杜氏清蔵儀、親元にて嫁心配いたし候処、茶屋女に馴染みありて、聞き申さず、親元嘆き候につき、仲に立ちて馴染女と夫婦にさせ候」「清蔵女房、お勝手にて使つて貰いたき由申し來り候えども雇いおき候」「清蔵女房おとよ、昨夜出産致し女児死して生まれ候由、ぜんまい鯉節遣す」「清蔵儀、木島村立石というところにて新蔵立ち、杜氏に頼まれ候につき、色々相談の末断り申し候」というように、杜氏については詳細な日記がつけられている。それほどに、大切だったのである。

江戸から明治にかけての杜氏は、それぞれの酒造家がだいたい近在の農家の子弟を使つていた。由来、越後、飯山、小谷、諏訪南部、上伊那の富県、春近、沢渡方面からは多くの酒ロクが出稼ぎをしていたが、まだ格別に、その地方が優れた杜氏の出身地とはなつていなかつた。そうした中から、まつ先に越後杜氏がその技術を教育され、訓練されて、大きく進出してきたのは明治の終りから大正初期であり、多くの酒造家たちがそれを雇つた。戦前まで、北信地方には「頼まれば越後からでも米搗きに来る」という俚諺があつたが、その頃の名残りの言葉である。

そこへ、大正時代になると、広島の杜氏が目立つて入つてきた。灘や伏見の本場に迫り、新興勢力としての広島酒が注目されたのは大正八年頃からであつたが、全国の品評会で優等賞一四点の内、広島が六点岡山が四点占めるというような進展ぶりを見て、信州の業界に「広島に遅れるな」の合言葉がおこり、広島や兵庫からの杜氏を雇つて、大いに勉強しようとの気運が始まつたのである。したがつて、本県下の酒蔵は從来の越後杜氏と、新しくやつてきた広島杜氏によつて牛首られることになった。

しかし、こうなると、業界の中から「なんとかして、地元の杜氏も育てあげなければ」の声がおこつてきた。県酒聯がその声に応じて、まず杜氏の表彰規程を作定し、各組合がその表彰資料をととのえるために、杜氏と麴師の登録制度を設けたのは大正元年であつた。

## 長野県酒造組合聯合会杜氏表彰規程

第一条 本規程は本会所属組合内に從事の杜氏をして諸般の弊風を矯正せしめ、専ら善良なる杜氏の養成及普及をはかるを以て目的とす。

第二条 組合長は組合内杜氏の品行方正業務忠実なものにして、左記各号の一に該当するときは毎年六月末日限りその実績を精査し、これを聯合会長に報告すべし。

一、同一醸造場において杜氏として十ヶ年以上勤続したるもの。

第三条 联合会長は第一条の報告を受けたるときはその事実を調査し、評議員会の決議を経てその功績を表彰す。

二、同一醸造場に從事し、その醸造したる清酒にして一府県もしくは一府県以上を区域とする品評会、共進会及博覧会において受賞せること三回以上に及び、技能鍛練と認めたるもの。

三、組合長において特に表彰するに足るべき行為ありと認めたるもの。

## 裏に杜氏あり、蔵びとの変遷

県下酒造場の杜氏、役人出身地  
(昭年13年、長野県調べ)

杜氏	頭	麴屋	醸屋	配屋
260	226	143	108	63
139	134	71	57	4
100	85	6	3	1
9	5	8	1	0
2	0	1	0	0
1	0	0	0	0
0	0	0	0	0

県酒聯がこの規程を設けて、杜氏や蔵びとの技術向上を志したり頃、大正六年には、県も酒造工業に本腰を入れ始めて、八年からは年々地元杜氏教育のための講習会をひらくことになった。元来、酒屋モンの出身地であった諏訪富士見、北安小谷、飯山の三ヶ所を開催地とし、広島から優秀な杜氏を招いて、五日から一週間にわたり、技術指導をしたのである。そこで育った優秀な地元杜氏を県に採用して、技術のおくれた醸造場に派遣し、指導に当らせる方策もとつた。そして、次第に地元杜氏が県下の酒蔵を支えるようになり、やがては県外にまで進出していったのである。

昭和一三年頃になると、広島杜氏は急速に少くなり、一部には兵庫の杜氏が残つたけれども、地元杜氏が越後杜氏をも遙かに凌駕するに至つた。この傾向は太平洋戦争中から戦後にかけて更に進展、広島や兵庫はその座を全く信州勢にひき渡し、こんにちでは、越後杜氏もその数は極めて少く、おおかたが地元を雇っている。

長野県では、ただに杜氏の地元自給を目論んだだけでなく、昭和の農村恐慌を契機にして、その後、酒屋稼ぎ全般を農村青年の有利な副業に育てあげることを計画した。昭和一一年頃、県下の酒蔵に働く従業員の中には、新潟から杜氏三役を初め六〇〇人近い稼ぎ人が入ってきており、広島や兵庫からもそれぞれ、なお一〇〇余人がやってきていた。県当局では、地元の農村青年に優れた技術と精神を教えることに依て、これらの従業者全体を自給するようにし、農村副業としての地位を確立しようと考えたのであり、それは次第に成果をおさめていった。

酒造従業員の出身地別調べ  
(昭和11年、長野県商工水産関係要覧)

	長野	新潟	広島	兵庫	愛知	岐阜	山梨	合計
別市	14	48	0	0	0	0	0	62
長野	59	30	3	0	0	0	0	92
水級	24	47	2	0	0	0	0	73
田	12	11	0	3	0	0	0	26
県科	61	65	3	2	0	0	0	131
佐	0	43	0	0	0	0	0	43
訪	31	61	0	22	0	0	0	114
伊	60	75	0	24	0	0	0	159
筑	148	2	18	0	0	0	0	186
本	118	44	4	1	4	0	0	166
筑	233	30	11	0	6	1	0	279
安	41	0	2	0	0	0	0	50
安	113	28	0	0	0	0	0	39
高	39	59	8	8	0	0	0	184
高	114	10	0	0	0	0	0	48
水	77	12	0	0	0	0	0	154
計	49	3	0	0	0	0	0	89
	1,326	589	51	52	10	0	0	104
上	更	小	埴	北	南	諏	下	2,051
長	上	更	上	下	西	松	東	52
野	上	更	小	埴	北	南	諏	1
								22

○名以上ノ従業ヲ要ス（前年調査二、〇二三名）之が賃金一人当一〇〇円以上（自宅ニ持チ帰ル金額）ナルヲ以テ実ニ貳拾余万円ニ達ス、而モ此額ガ純取得ナルニ想到スレバ益々重要性ヲ加フ。県下在住ノ酒造杜氏並従業員數ハ約一、三〇〇名ニシテ北安、高水、諏訪、上下伊那等ヨリ出ヅ此内一五〇名ハ県外ニ出稼スルヲ以テ差引八〇〇名程度ノ不足ヲ生ジ之等ハ新潟、広島、兵庫等ヨリ

來稼ス、蓋シ県外ニ流出スル賃金少シトセズ。而シテ酒造ノ技ハ一見進歩ナキガ如キモ真ニ然ラズ日進月歩ノ変遷アルモノナレバ益其ノ養成ニ力ヲ致シ農家好個ノ副業ヲ荒廃セシメザル様之ガ集団地方ニ対シテ講習会等ヲ開催シツツアリ。

### △諏訪宮坂勝、村上陽、小松園治氏談▽

富士見、茅野など南諏訪地方の杜氏育成について五味勝之助の功績が大きかった。元来、寒天、のり、酒造りの出稼ぎ地帯であったが、大正の後期、県技師中川鯉太の協力を得て立沢に講習会をひらき、農村青年の間に新しい副業をおこそうと考えたのが五味である。現在、諏訪は完全に地元杜氏だけで造っているが、大正から昭和にかけた頃はほとんど広島杜氏に頼っていた。広島杜氏は三役をつれてきて、その下に地元の青年たちが働いていた。

酒蔵の従業員には厳重に守られる階級意識があつて、下の者が勉強をして上の仕事をおぼえようとしても、先輩は自分の腕前を秘伝にしておきたくて、なかなか教えても呉れなかつたため、段々技術を身につけた若

### △昭和一年、長野県商工水産関係要覧▽ 酒造ノ時

期ハ冬期厳寒ノ候ニシテ之ニ従事スルハ多ク農村ノ者、即チ酒屋働くハ農閑期ニ於ケル最モ重要ナル農家副業ト称スヘク斯業ノ盛衰ハ直ニ之等従業員出身地ニ対シ至大ナル経済的影響ヲ及ボス特ニ現今ノ如ク諸般ノ事業萎微シテ振ハザルニ於テハ酒造賃金ガ農村金融上絶大ナル地位ニアルヤ言ヲ俟タズ。本県ニ於テハ少クトモ二、〇〇

○名以上ノ従業ヲ要ス（前年調査二、〇二三名）之が賃金一人当一〇〇円以上（自宅ニ持チ帰ル金額）ナルヲ以テ実ニ貳拾余万円ニ達ス、而モ此額ガ純取得ナルニ想到スレバ益々重要性ヲ加フ。県下在住ノ酒造杜氏並従業員數ハ約一、三〇〇名ニシテ北安、高水、諏訪、上下伊那等ヨリ出ヅ此内一五〇名ハ県外ニ出稼スルヲ以テ差引八〇〇名程度ノ不足ヲ生ジ之等ハ新潟、広島、兵庫等ヨリ

寒中の、しかも夜中から明け方へかけての仕事がかかる蔵びとたちの労働は、まだ機械化されない時代、全く大変なことであつた。凍りつくような真夜中の二時頃には、蒸米係の釜屋がもう起き出して、釜に火をつけ、何十石もの米蒸し作業にとりかかる。四時

## 蔵での働きと酒造り唄

## 県の酒造従業員待遇に関する協定（昭和16.2）

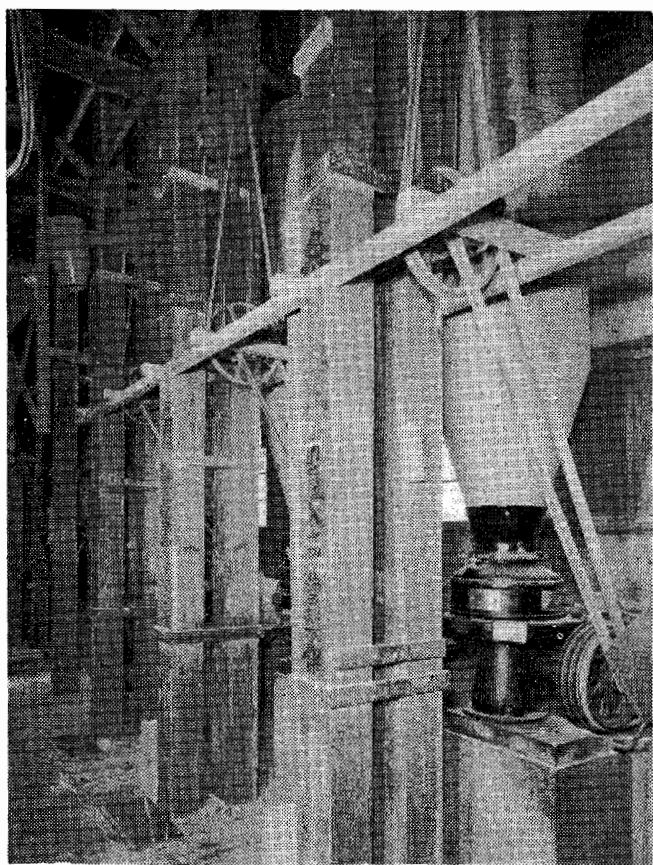
## 1. 杜氏

酒造石数	基本給(1酒造期間中)		実物給与		賞与
	最高(円)	最低	清酒	1斗未満	
300石未満	450	120	清酒粕	10貫	250円以内
500石 同	600	202	食事	3食	
1,000石 同	700	300	同	同	
1,000石以上	900	400	住宅	1畳半	

## 2. その他の蔵びと

	基本給(日給)		実物給与			賞与	
	最高(銭)	最低	清酒	粕	食事	住宅	
頭	2.50	1.30	3升未満	3貫	3食	1畳半	100円以内
麴	2.50	1.30	同上	同上	同上	同上	100
醸	2.50	1.30	同	同	同	同	同
麴醸助手	2.30	1.20	2升未満	2貫	同	同	50
釜屋	2.30	1.20	3升未満	3貫	同	同	50
精米師	2.30	1.20	同上	同上	同	同	50
槽頭	2.20	1.10	2升未満	2貫	同	同	50
働く	2.10	0.80	同上	同上	同	同	30

い者と、広島から来ている先輩の間に不満が生じ、対抗意識がおこつた。しまいには、広島連中が仕事半ばで、帰郷の行李を背負い出すというような場面もあった。しかし、地元杜氏が大いに技術を磨きあげると、広島杜氏もありがたいが、夏の間、万一事があつても全く来てもらえないというような不便も重なつて、ついには地元一色になってきた。今では富士見、本郷あたりの有力な冬季副業となつて、年々町長が全酒屋の御礼廻りをするほどである。



昭和初頭に普及した精米機

わしであり、蔵びと達の心をひきしめて、ひたすらに「よき酒を」の願いを神に祈るときなのである。

凍てつく夜中の水汲みは、もつともつらい仕事の一つであった。ありこぼし一斗といつて、大きな井戸からつるべで汲みあげるのでが、寒中の素足だから、突きささるように痛いのであり、大抵の新参者は、それに堪え切れないので帰ってしまう。蔵の中にいい酒水のないものは、隣村の井戸までも貰い水にいかなければならなかつたし（長野の例）朝早く、まだ汚れてこないうちに河水を汲んでこなければならない（上伊那の例）酒屋もあつた。朝飯が済むと、杜氏の指図で桶洗いや翌日用の米とぎが始まるのだが、桶洗いは裸かで表にとび出さなければならなかつたし、米とぎも素足である。米を入れた桶に素足で入り、つぎつぎと水をかえては、踏んで洗うのが、その冷たさに堪える知恵の中から、米洗いの作業唄が自然に生まれてきたのであろう。

酒蔵には工場長としての杜氏のもとに、かしら、麴屋、醸屋の三役以下精米屋、釜屋、船頭、はたらきなどがおり、一番の新参は「かんなべ」と呼ばれて炊事を担当していたが、上下の階級序列はまことにきびしいもので、杜氏（おやじ）には決して頭があがらなかつた。蔵の中には広敷と呼ばれる六畳ぐらいの狭い休み場があつて、隣りに杜氏部屋があり隅に菰包の四斗樽をおいていつでも飲

頃には全員が起きて、仕込桶に水を入れ、麴を入れて攪拌し、温度をととのえ、米の蒸しあがるのを待つてはいる。蒸し米ができ上ると、まず杜氏が蒸し具合を調べ、米質の硬軟を吟味した上、よしつと思えば、待機中の全員に一斉出動を命令する。命令一下、こしきから蒸米をとり出すもの、むしろに広げるもの、広げた米を手早く冷すもの、麹室に入れるものの、醸米を醸に仕込むもの、或は掛米を立ちならぶ桶に仕込むもの、それらのすべてを出来るだけ寒いうちに、一、二時間で仕上げなければならないのである。寒いの、眠いのといつておれるものではない。朝飯前のこの大仕事が片付くと、仕込みのすんだ桶に対して、清めの切り火をチヨンチヨンと打つのであるが、これこそが酒蔵に連錦と伝えられている習

めるようにしておき、ほかの酒を飲まないための工夫をしているところもあった。暇なときにはごろごろしており、二階が寝所になつていて。うす暗い五燭の電灯がつけられ、それが彼らの住いのすべてであった。こんにちでは、もう思いもよらないことである。

△伊那小野庄司、木下義佐氏談▽ 秋の取入れがすんだ頃、年々来てくれる杜氏のところへ頼んでやると、一〇人ぐらいの蔵びとをひきつれてやって来、ひと冬(すこ)すと連れだつて帰つていくのだが、その頃の杜氏には長い経験が必要なので、たいてい五十年配になつていた。それだけに、その権威は大したもので、仕事運びの命令もきちんとしていた。殊に越後杜氏は厳格であつて、毎日、全員を集めてその日その日の分担を指図するのだが、杜氏の命令をうけた蔵びとたちは、いちいち復唱して確認し合つた。蔵びとの仕事で、昭和の初め頃まで一番つらいのは踏み洗いといわれた米とぎ作業ではなかつたろうか。大きな半切桶に何石という米を入れて寒水を注ぎこみ、素足で入つて踏み洗うのだが、洗い場主任がいて、幾人かがそれに当り、「始まつたりや一の谷」「一に日光中禅寺、ありがたいのは善光寺」などと歌いながら、一二〇回ほど大桶の冷い水を注いでは洗い流すのであつた。

蔵びとたちは、その工程に応じて、それぞれの作業唄をうたつていた。最初に『流し唄』と呼ばれて道具洗いの唄があり、そのつぎには米洗いの『数え唄』があつた。歌いながら元気をつけ、注ぎこむ水の桶数をかぞえるのである。それから『醸搾り唄』になり、一添えの仕込みが終つて、清めの切り火がおこなわれるときには『切り火』の祈りがあつた。そして『二番擢』の唄があり、三番擢のときには『三ころ突き』を歌つた。そこには、彼らの望郷が、願いが、祈りが、切々と歌いあげられている。

△流し唄▽

あとのはたらき皆鴨だ

今朝の流しはどなたとどなた

酒屋さんとは知らずに惚れて

可愛い主さんの声がする

花の三月泣きわかれ

可愛い主さんの流しの時は

△米洗い水汲み数え唄▽

水も湯となれ風吹くな

一つ、始つたりや一の谷

今朝の流しは二番か槽頭

五つ、ごんと突いたか明けの鐘

宵の流しは釜屋さん

九つ、公方さんからお江戸で金貸

釜屋槽頭は流しの鴨だ

ひよどり越えの坂おとし

二つ、日光結構中禅寺

雪の降ること日本一

十一日は藏びらき

蔵をひらいて祝いましょう  
十二薬師に願かけて  
可愛いあの娘に添うように  
十三番は法華の墓所  
十四お半の色はじめ  
色はすれども血の涙  
十五夜お月は丸くてでつかい  
十六羅漢で勵かん  
親のせつかに子はきかん  
十七島田は投げ島田  
抱いたらはなすな  
十八馬頭鳥山  
色が黒くて目が光る  
十九厄年孕み年  
二十日宵闇朝月夜  
一渡り渡つて候  
△配摺り唄▽  
とろりとろりと今朝摺る配は  
酒につくりて江戸へ出す  
江戸へ出しては田舎一  
酒は劍菱男山

男山より劍菱よりも  
私の好いたは色娘  
江戸へ出すとは昔のことよ  
今は世が世で地ではける  
誰れもどなたさんもこいらでちょ  
いと  
ちよいとつけましょ長煙草  
女郎の文でもかしこでとまる  
千秋樂とはお日度い  
△切り火唄▽  
明きの方からカツチリカンと  
切り込んだるは切火なり  
常礼発 身盜戒  
松尾さん水神さん荒神さん  
笠間の門三郎正一稻荷さん  
お目ざめあつて  
おためしあれ  
只今仕込みましたる配第一号  
江戸へ出しては江戸一  
田舎へ出しては田舎一  
酒は劍菱男山

千人万人万々人皆好くよう  
旨く辛く尻ピンとして  
大極上々の御銘酒とならせ給え  
祓え給え 清め給え  
△二番櫂の唄▽  
今年は日出たい燕の鳥は  
さすのやなかに巣をかけた  
めでためでたが三ツ重なれば  
鶴は御門に巣をかける  
鶴が御門に巣をかけおけば  
亀はお庭で舞い遊ぶ  
鶴と亀とは何というて遊ぶ  
この家の繁昌というて遊ぶ  
またも目出たいこの家の御庫  
黄金きり窓ぜにすだれ  
今宵御庫は花なら薔  
御座るお客様はさけさけと  
△三ころ突き▽  
ぶらさやらと下げて  
嫁の在所へノーエ  
孫抱きに

三ころ突きそろうた  
中に二、三本もノーエ  
よく揃うた  
二、竹の切口ノーエ  
しこたんたんと皆たっぷり  
溜りし水は澄まず濁らずノーエ  
出す入らず  
三、丹波与作どんはノーエ  
喰いつくはねつく  
馬栓棒はひっぽしょる  
飼ば桶叩きこわす  
曲り目は曲らぬ馬方なれども  
今じやお江戸へ出てノーエ  
二本差す  
四、お婆どこ行くノーエ  
一升二升三升に四升五升樽  
お尻のあたりに  
ぶらさやらと下げて  
嫁の在所へノーエ  
孫抱きに

## 恐慌下に闘い抜いた組合日誌

大正一〇年頃から漫性的な不況を続けた経済界が、昭和に入ると遂に恐慌となつて、都市も農村もどん底に落ちこんだ。アメリカに巻きおこつた不景気が忽ち生糸を暴落せしめて、四年には百斤一、一七一円の糸価が、六年には僅か五二七円に落ちこみ、大正末期には一貫一〇円の繭価が五年にはたつた一円八〇銭に陥落した。製糸工場が日ごとに倒産し、蒼ざめ果てた製糸工女が続々と村に帰つて来、失業者が巷にあふれた。

この不況の裏がわで、大企業は、いよいよ独占的な規模を拡大していったのだが、明治以来、養蚕と製糸を両輪にして廻っていた信州の経済界は、格別にもその動搖が大きく、五年には、信濃銀行を筆頭に幾つかの銀行が潰れ、都市には賃金の不払いがおこつてストライキが相次ぎ、農村自治体では納税が停滞して、教員給料の不払いが決議され、各地に小作争議が勃発し、電灯料金の不払い運動にまで発展した。

このどん底で、酒造業だけがらち外に立てるものではなかつた。由來、本県の酒造業界は、製糸と養蚕業の歩みにつれて、消長してきたのであるから、町には「糸屋の次は酒屋の倒産だ」という声が聞かれた（伊那組合小野庄司氏談）ほどである。別表を見よう。六年には、全県下の清酒生産高が僅か八万石に転落し、七年になつても一〇万石台にはのぼれない状態が続いた。明治以来、この郷土には且て全く無かつたどん底である。

勿論、この減退ぶりは信州に限つたことでは無く、全国生産もまた、大正一五年頃は四、八〇四千石あげていたものが、一〇年には三、七八四千石に沈みこんだ。しかし、それに比しても本県の激減は余りに著しく、当時の県の記録が「全国に例を見ない」と報告していた。

この激減は、当然、そのまま業者の倒産と転廃業の激しさを物語つてゐる。昭和四年には四〇〇軒を数えた業者が、五年には既に三

## 造石高の足どり（長野県統計書・単位石）

南安	北安	更級	埴科	上高	下高	上水	下水	長野	松本	上田	合計
5,174	8,168	5,074	2,744	3,887	4,420	8,616	2,706	3,891	4,578	2,352	155,832
4,362	7,105	4,966	2,413	3,614	4,325	7,296	2,087	3,516	4,448	2,000	139,201
5,231	7,914	5,112	2,596	3,656	4,516	8,601	1,890	3,905	5,066	2,270	150,504
4,388	7,508	4,641	2,401	3,227	3,776	7,361	1,899	3,514	4,529	2,165	138,288
2,745	4,290	2,442	1,172	2,237	2,699	5,489	1,311	2,290	3,282	1,488	82,439
2,409	5,118	3,458	2,045	2,893	2,817	5,462	1,121	3,184	3,250	1,614	98,168
3,264	6,071	3,967	2,028	3,607	2,773	6,056	1,240	3,518	3,469	1,627	115,897
3,571	6,424	3,933	2,104	3,544	2,993	6,749	1,815	3,551	3,642	1,811	123,613
3,236	4,409	4,245	2,004	2,356	2,454	3,761	1,700	3,452	2,332	1,306	108,628
2,561	5,855	3,805	2,072	3,301	2,947	4,555	1,755	3,514	2,112	1,223	112,858
3,006	6,198	3,849	2,038	3,559	3,038	4,841	1,853	3,615	2,677	1,413	117,148
3,086	6,228	3,647	1,840	3,638	3,364	4,362	1,798	3,319	2,500	1,357	113,146
3,771	5,525	3,811	1,830	3,236	2,914	4,009	1,390	3,075	2,204	1,342	100,985

五〇余となり、爾来、その速度をますます早やめて一五年には四割を減じてしまつた。このこともまた、独り信州だけのありさまでは無く、大正一五年頃には九、七三九軒を数えていた全国業者が、昭和一〇年には七、三〇四人に転落し、正に二割五分強を減じた。しかし、これとても本県におけるほどの激しい減率ではない。勿論、すべてが倒産ではなく、業界の前途に見切りをつけて、転業にむかつたものもある。倒産者も、酒造りそのもので倒れたというよりは、他産業での失敗のあおりを喰い、他人の保証で行き詰つたものもあつた。

ところで、このような不況に喘ぎながら、酒造業界の勝ち残り者たちは、いったい、どんな苦闘を続けてきたのか、諏訪酒造組合の当時の日誌がその日の闘いの姿を遺憾なく偲ばせている、恐らくは。すべての組合がこのような道を歩いて、切り抜けてきたのである。

昭和五、一、一八 臨時集会をひらく。高遠方面の業者に警告を与えたみども、再び当町に於て恵比寿講賣出しをなす。この対策を講ぜしも、この際相争うは却て当方の損失となることをおそれ、一時形勢観望と定む。町内同業に濫売を企図するものある由、よつて交渉せしところ大濫売の計画を中止する由。不況深刻の時勢に鑑み小売値段の協定をなす、最低小売値段金一円也、但最下級品。石炭、米、道具、もし、サルチ、竹、傘、樽などの共同購入制度を作り、職人の日給も申合す。禁酒会の宣伝者よりは物を買わないと云ふ。同一、二五 諏訪郡組合総会をひらき、時局対策を研究、近時濫売におちらんとする酒価の維持を誓い合う。

同一、一 時局対策月例会をひらき、清酒最低小売値段一円を保持するため、右協定値以下にて販売したものよりその数量一升ごとに金一円ずつ徴収

## 昭和前期、郡市別

	南佐	北佐	小県	諏訪	上伊	下伊	西筑	東筑
昭和 2年	16,931	10,303	8,002	14,427	14,132	14,453	2,884	18,090
3	15,278	8,567	7,713	14,046	13,382	17,281	2,712	14,090
4	17,616	9,276	7,948	14,915	14,180	18,058	2,885	14,869
5	15,596	8,025	7,733	13,215	12,989	13,626	2,730	13,965
6	8,216	4,022	4,218	9,157	6,900	10,132	1,793	8,556
7	11,964	5,701	5,701	10,213	8,085	11,802	1,451	9,880
8	13,991	7,185	6,508	12,782	9,603	14,915	1,662	11,622
9	14,180	8,295	6,962	13,851	10,265	16,309	1,757	11,857
10	12,624	8,322	5,619	13,305	8,912	14,521	1,509	10,561
11	12,712	9,786	5,580	15,070	9,358	15,626	1,701	9,320
12	13,354	10,262	5,998	16,139	9,292	13,733	2,035	10,243
13	12,116	8,863	5,471	15,933	9,386	14,026	2,041	10,167
14	11,125	7,308	5,415	15,517	6,619	11,672	1,546	8,676

## 昭和前期、酒造場数の変遷（長野県統計書）

	昭和 2年	5年	6年	10年	15年
佐	17	17	15	14	15
佐	21	19	15	17	13
縣	33	33	23	30	21
諏	29	22	16	14	13
伊	47	38	28	30	23
伊	18	42	30	33	30
筑	14	12	11	9	8
筑	38	37	30	30	21
安	17	13	11	9	7
安	11	11	8	8	9
級	9	6	6	5	5
科	17	14	10	14	13
高	11	11	8	8	9
水	9	6	6	5	5
水	17	16	13	15	15
野	25	24	19	15	14
本	21	18	15	16	12
田	12	9	1	8	8
計	6	6	5	6	5
	11	10	9	8	4
	7	7	7	6	4
	400	354	278	287	241

円八十銭、十一月一円六十銭、十二月一円四十銭、一月一円十銭、二月  
一円三十銭、三月一円五十銭。

同一二、二六 初売につき評議の結果、恵比寿講の売出し甚だ不良  
なりしに鑑み、初売も中止と決定。

同一二、二八 先日初賣出し中止をいったん決定せるも、一部の業者  
が行うことを申出せしため、再度集つて協議の結果、上等清酒一升現金  
一円三十銭とし、一割以内の景品づきにて行うことに決め直す。景品は  
一斗ごとに中綿一玉、五升ごとに上等手拭一反、三升ごとにホウジ茶半  
斤、二升ごとに白砂糖一斤、一升ごとに大井一個、五合ごとに桃マツチ  
一個とす。

六、二、一三 月例会。蔵人給料二割見当減俸を申合す。諏訪醸友会  
創立を決定。精米用電力料については共同歩調を取り、諏訪電本社へ値  
下げを交渉する。酒粕小売値段七十五銭とし、酒粕不足の折なれば安売

五銭、二升樽は二十銭より三十二銭。大工手間は七月一円、八九十月一  
は見合せる。桶屋の手間賃四月一日より十月三十一日まで一円六十銭、  
ほかの月一円四十銭、樽屋の手間一年中一円七十銭、斗樽は六十銭より  
七十銭まで、五升樽は三十八銭より四十五銭、三升樽は三十銭より三十

することを誓約す。

同一二、六 松尾会集会をひらき、以下のことを決議す。歳暮売出し  
は見合せる。桶屋の手間賃四月一日より十月三十一日まで一円六十銭、  
ほかの月一円四十銭、樽屋の手間一年中一円七十銭、斗樽は六十銭より  
七十銭まで、五升樽は三十八銭より四十五銭、三升樽は三十銭より三十



昭和初めのエビス講売出しのチラシ

月例当番にて供給、月例会にて会計をなす。代表銘酒一升一円なり。但し生産組合にて只今は伊那方面より安酒購入、販売致しおるもの故松尾会がこれに対し競争することは不利につき、当分は成り行きにまかすこと。樽運賃を空四錢、実八錢に値下げ交渉すべしとの声ありしも、不況の折柄車力に同情するもの現れ、結極まとまりず。

同二二、二〇 夏期の業界閑散の折、各酒家の店員の手あきの者を使用し、一定の場所にて酒樽用むしろ並に醸造用のむしろなどを製作しては如何と相談なしたるも、実行は来年にのばすこととなる。

同二二、六 今回上諏訪にて小樽廃止にともない、使用すべき五合ビンは阪本製瓶所に共同注文す。八トン車ほどにて約六千本ほどなれば各家に約一千本ずつの割合なり、千本五十三円。

七、二、一三 各店得意先の勘定不払いの人を当番に報告し、当番において各家に連絡し、各店そろってその人には現金ならでは売らざることを決議す。

同三、一九 月例会ひらく。例会は単なる会食に非ず、営業上重大なる対策を協議するものなれば、理由なくしてみだりに欠席せざること、欠席多くしては折角の決議事項も徹底せざるにつき各自自重ありたき旨を話し合う。この程小和田の購買組合より酒の共同購入に関し、大布屋に直接交渉ありたるも組合の申合せを重じ拒絶したり。然るにその後これを個人にて引受けたる酒家ありたる模様なり、遺憾とす。新聞広告など個人にては行わず、必要あれば組合連合でなすこととす。

同四、一七 小和田生産組合への酒販売は松尾講にて扱うこととし、

同五、四 五合ビンについて一升も一、二三〇本買入れしが、一升ビンの紛失多きため、各家容器に印を入れるよう注文することに決す。前回協定せる勘定不払い名簿本日作製さる。不払い人は大手町、末広町、弁天町、島崎方面に二二軒、岡村神町方面に二〇軒、角間、清水、赤羽方面に一二軒、小和田方面に八軒、上町、中町、本町方面に一一軒、浜町片羽、湯ノ脇、大和方面に二三軒あり。これらには現金以外売らざることとす。(ここでは個人名を略す)

同九、二六 上諏訪農会の手を経て七十五錢より八十錢の酒を売る小

売店ある由知れ、緊急に松尾会を召集す。某酒造店の計画と判明、直ちに中止を申し入れたるに、明晚回答するとの返事なり。

同九、二七 某酒造店より組合平和のため、農事組合の方を断り中止する旨回答ありたるも、役員の間より「商人として今更ら破談もなるまい」との意見出で、結局松尾会が扱つて、某酒造店へ会員各家から一升瓶を持ち寄り、この分に限つて一升中味八十錢で売ることに決す。併せて今後かかること無きよう決議す。

八、五、三 当町購買組合より、一升約五錢値引の交渉ありたるも断る。

同六、九 軍需品として地方物産購入の目的を以て陸軍糧秣被服両廠

同一一、二七 南信酒造組合懇談会決議の結果、五十円値上断行決

一にも一にも團結で、どん底の数年間を切り抜けたのち、昭和七年には満州事変が勃発し、翌八年頃から漸く軍需景気がおこり始めて、石当り一〇円の値上げが断行されるなど、少しづつ光明を見出してきたのであつた。

さて、恐慌下の酒造業界は全くいばらの道であつたけれども、ここに幾つかの注目しておきたいことがある。一つは、不況による自然淘汰のため、業者の数が減つて、結論的には業界が安定にむかつたことであり、もう一つには、酒造りの企業性が一段と高められたことである。長い間、蚕糸業一辺倒に馴らされてきたこの郷土の農村が、恐慌の試練にたたされ、ほん然と、蚕だけに頼ることの危険を感じ、多角經營のための換金作物の取入れに転じなければならぬことを知り、そこに多くの、こんにち的な特産物を生み出していった、ちょうどそれと同じように、酒造業界にも一つの構造転換が行われたのであつた。

△上田、滝沢市治氏談△ 上小地方の酒造家は、昔から酒を兼業的に扱い、むしろ經營の主体を養蚕や蚕種業においていた。或る酒屋は大規模に蚕を飼い、或るものは蚕種のかたわら酒造りを営むという風な在り方であった。それが、昭和初頭の農村恐慌の試験に立たされて、その在り方を一変し、酒造りの專業にむかい、企業化への努力を傾けるようになつていった。

より主計正ら、明日来町せらるる由役場より通知あり、酒も諒訪の特産なれば仲間に加わるべしとのこと。早速集会し、組合共同の歩調を以て卸八十錢、九十錢、一円、小売一円、一円十錢、一円二十錢にて見本を提出、全町の製造能力等報告せり。

同八、二七 糧秣廠への酒納入につき、某家松尾会の共同申合せを無視、単独にて納めしめため集会協議す。かかる状態にて松尾会の申合せが役立たぬものなれば、この際一層解散すべしなどの意見も出、某家の謝罪の辞ありて了承す。

## 庫出税反対、長野勢大いに闘う

造石税を廃し、庫出税にすべきという声は、既に明治時代から論議されており、三六年には、時の主税局長若槻礼次郎が実施しようとしたこともある。爾来、昭和に至るまで酒造家大会の議題にもしばしばのぼせられたが、常に反対説がリードして、ついに実現を見ないでいたのを、昭和一年に至り、政府がいよいよ議会に提案しようと目論んだ。

酒造組合中央会の意向が急速に、即時実施に傾き、多くの酒造家たちも、それを承認するだろうと判断したからであった。しかし、ひとたびその報が伝わるや、信州の業者たちは猛然と反対の火の手をあげた。賛成派は「造石課税の定期分納制は休眠、廃業、破産の主因をなしている。定期分納制なるが故に、販路を持たざる造家が資金利用のため、不当な造石を敢てし、納期至れば、税金調達のために濫売を余儀なくされる。酒造業の近代化をはからうとするならば、この際、庫出税による背水の陣をひいて、長い間の慣習になつてゐる盆暮勘定の在り方を、一挙に、大急ぎで改革しなければならない」と主張した。

これに対して反対派は「庫出税は水に税金をかけるのにひとしい。盆暮勘定を即時改めてといふが、地方においては農家の収入の在り方からいって、当面、そんな要求は理想論に過ぎない。庫出税を実施せんとするならば、まず小売販売の免許制を布き、その上に立つて現金取引の習慣をつちかい、かかる後に実施せよ。然らざる限り庫出税の即時実施は、本場大手が弱少造家を潰すのに役立つだけであり、資金の貧弱な地方の中小造家は、勿ちにして破産してしまうであろう」と、強力に抵抗するのであった。

反対の火の手を挙げた信州の業者たちは、直ちに、全国業者に檄文を飛ばし、昭和一二年一月一〇日には浅間温泉富貴の湯に幹部が会合して、政府案を撤回に導くための作戦を練り「四季分納制反対、庫出税即時実施反対」の決議を行つたが、この日、信州勢の猛反対を聞知して、説得に乗りこんできた中央会長小林作五郎（福岡県出身）は、会議に列席することを拒まれ、夜の宴席だけに臨んだ。しかし、その席上、信州側は全員黙して多くを語らなかつた。

長野県酒聯の名による反対の檄文は、当然、遠く福岡県下の業者にも送り届けられたため、賛成側に立つその酒造組合は、時を移さず、その情報を中央会に具申するとともに、県内業者結束の対応策を講じなければならなかつた。

昭和十二年一月十六日

福岡県酒造組合長

酒税法改正に関する庫出税制賛成調印の件

酒造組合中央会長殿

庫出税制実現要望に関する件

拝啓 陳者先般來長野県酒造組合聯合会より酒造業者に対し庫出税実施

延期方等に關し照会し賛同方回答を求めたる結果当県組合員中事情に通

ぜざるもの等賛同の回答を発せる趣きに及聞たる結果本回之を開ける

為め組合員全部に対し別紙の如き庫出税実現要望の調印を徵する為め来る一月二十二日臨時支部長会を開催し多年の要望貫徹に務むべく計画致

候条御参考迄に此段及通報候也

(別紙)

今般政府当局の酒税法改正案たる庫出税は左の条件に於て第七十議会に  
実現することを要望致候  
一、酒類の庫出税は其月分を翌月末迄に納税すること  
但し担保を提供するときは庫出後一ヶ月以内に納税すること

福岡県酒造組合 支部

氏名 氏名

㊞

かくて、闘いの焦点は、一二年五月一二日を期して和歌山市にひらかれる中央会全国大会にむけられていつた。中央会が、この大会で庫出税即時実施の決議をおこない、政府の提案を促す方針を決めていたからである。長野県酒聯では、これに先だつて、全国八千余の全業者から賛否のアンケートを求め、反対多数の回答書を携えて大会にのぞみ、「庫出税反対」のアドバルンをあげた。県聯会長林七六、副会長亀井旭彦、小沢栄重郎、酒造家代表宮坂高明、井出一太郎以下多数、それに販売代表百瀬経三らが馳せ参じた。大会前日の評議員会では、林がよく健闘したけれども、結局、四〇数人対一で反対説が破れた。これを知った信州勢は「何ごとぞ、個々の業者は我々のアンケートに明らかな如く反対しているのに、一部大手業者幹部の横暴である」と叫び、大会での否決を主張して、井出一太郎を先頭に宮坂高明、百瀬経三、宮尾袈裟理らが交々登壇、獅子吼をつづけた。

大会には、大蔵次官石渡莊太郎らも出席していたが、中央会の幹部たちは、勢いの趣くところ、流血の惨事にまで発展しかねない情勢をおそれ、警察官が場内を警戒した。結論は、この大会を以て決議することは避け、実施のための委員会を設けることで落着した。

信州勢は、一応、目的を貫徹したのである。かくて、翌一三年には物品税が課せられ、一五年四月に至って物品税を庫出税と改め、造石税との一本建てとし、一九年に初めて庫出税一本にしほられたのであった。

△百瀬経三記▽ 私は、庫出税が即時実施されれば全国八千三百業者の過半数が倒産するだらうと主張した。すると、実は廉売する業者があるので、それを防ぐためにやるのだという人もいた。そんなことなら、現に長野県がやっているように組合の結束で廉売を防げればいいではないかといってやつた。灘あたりには、潰れるものはつぶれてもいいではないか、いいものだけが残ればよいという者もいたが、そんな人情味の薄いことはもってのほかだといってやつた。

私が演壇にのぼり、こんな政令が強行されるようならば流血の惨事になるかも知れない。当局も、よくそのことを考えてやつてもらいたいとやつたものだから、警察が乗り込むは、検束するぞというような空気になつたが、二千八百人もいるのだから検束はできない。結局、三時間も揉みあげた末、庫出税研究委員会をつくつて解散となり、長野県万々才になつたから、帰りの汽車の中でも大いに信濃の国の歌を合唱したりして大変なものであった。家へは帰らずに、その足で大蔵省の石渡さんのところへ挨拶にいったら、ああいう摩擦のある問題だとは思わなかつたといつていた。

△亀井旭彦記▽ 小売免許制をまず先にやつて、現金取引が施行されるようにしておいて、二、三年たつてから庫出税を行うのならないが、それを逆にしてやられたのでは、本県あたりのように盆暮勘定のところでは忽ち資金に参つてしまふ。だんだん地方の酒がよくなつて東京辺でも灘や伏見の酒が圧倒され始めたので、本場の業者たちは品質では対抗できないから、経営面で圧迫しようと考えたのが庫出税だという私たちの見方だったから徹底的に反対した。

我々は、全国の業者から集めた「反対」のハガキ四千三百軒分を携え、和歌山大会に先だって主税局に出かけ、この実情であるものを何故強行しようとするのかと、石渡莊太郎さんに抗議をしたところ、よくわかつたということで引上げたが、その時、事務官が玄関まで送り出してきて「あなたの方の集めた資料は大変貴重だから、しばらくの間是非大蔵省に貸しておいて欲しい」ということで、よろしくさんと貸してやつた。

△諷訪、土橋春雄氏談▽ 和歌山大会は警察官の警戒している中で論戦がおこなわれたのだから、大変な緊張ぶりであった。井出さんや宮坂さんの熱弁は今でも耳に残っている。が、実はもっと驚いたエピソードがある。火を吐く論戦が正に最絶頂に達したと

き、県酒聯会長の林七六さんがやおら席に立ち上り、静々とあたりを見廻しながら「さて、これから私の隠し芸をお耳に入れます」とやつたものだ。そして、音吐朗々と歌い出したのが、なんと「何をさせても手ぬるい癖に、抜けたいもつ、持ちこむときの手の早さ」という例の都々逸だった。来賓席の大蔵省主税局長石渡壯太郎氏など、身を乗り出してコニコニと聞き入る有様で、忽ち全会場が和氣あいあいとなってしまった。林さんのあの痛快な收拾がなかつたら、或は流血の惨事になっていたかも知れない。それで、一時休憩のようなやわらいだ空氣にさせ、あとのことが穏やかに進められる結果になった。全く偉い豪傑だと、誰れもが思つた。

### 産業組合王国としての悩み

昭和八年のある日の会合で、諏訪酒造組合の面々が一つの難題にぶつかり、頭をかかえこんでいた。深刻な不況乗り切りのため、全組合員が固く団結して、断じて協定値段を崩しての、抜けがけ売りは行うまいと誓い合っている業者の前に、郡内所々の産業組合から、共同注文に対する値引き交渉が持ちかけられてきたからであった。産業組合では、その手で酒も扱うことを取り決め、仕入れ値段の引き下げについて、酒造組合の団結の一角を切り崩し、個々の業者を誘い込もうとしたのである。現に、郡外業者から安値で仕入れて、売っている産組もあつた。

個々の業者にすれば、魅力の大きい大量注文だたし、地域同志としての人情も働いて、多少の値引きをしても商談に応じたいところである。しかし、そうして一角が崩れ出せば、忽ち全面的な濫売に追いかまれてしまうかも知れない。何とも進退ぎわまる場面であり、さりとて敢然とこれを拒否すれば、他郡酒の侵入も考えられて、頭の痛い問題となつた。そこで、長い評議の末、結局個々の業者としてではなく、組合として受注の上、多少の値を引き、組合員が順番に庫出する方針を決定して、その場は落着したが、このような頭の痛い問題は、独り諏訪の場合だけにとどまらず、全県的な、或は全国的な難題でもあった。昭和一二年八月の「酒造組合中央会通

信」がつぎのようにいっていた。

△清酒と産業組合△ 農山漁村の産業の振興と經濟更生との目的を以て、近來いたるところで産業組合が創設せられ、最近その進歩發展は驚くばかりである。彼らの扱う品物は「産業用品」と「經濟用品」とに分別し、産業用品は肥料を第一に農具その他を、また經濟用品とは呉服、日用品、文房具、飲食物、雜貨等に至るまで實に二銭のキャラメルをも取扱うのだからまらない。今のところ、酒類の販売はまだ少數の組合に過ぎぬが、最近全國購買組合聯合会より各府県の購買販売組合聯合会を通じて、各市町村組合に焼酎の販賣方を指令し、農村組合の中にはそれを一升ビンに詰め換えて売り出しているものもある。それが今後清酒と焼酎との需給關係に、いかように進展してくるか、大いに注目されなければならない。

その頃、長野県は産業組合が最も大きく發展し、産組王国といわれたほどだから、他府県に率先して、既に清酒を扱う組合も數多く出てきていたのである。都市だけでなく、農村の中にまで一般中小商工業者の結束による商權擁護聯盟が結ばれ、反産運動が展開された。購販聯上田支所の玄関で、一人の自転車屋が「産業組合が、どうしても自転車にまで手を延ばすというのなら、俺はここで死んでやる」と叫びながら、ピストル自殺を企てるほどの事件もおきた。諏訪の酒造家たちが、産業組合の進出に思い悩み、酒造組合中央会が、その酒類販売への登場に目を見張ったのも当然でなければならない。ちょうどその頃、いよいよ販賣免許制実施の内報が伝つたのであるが、長野県酒聯はいち早く中央会に次のような陳情書をおくつて、産業組合への免許拒否方を政府に申入れるよう要請し、中央会もそれにこたえて立ち上つた。

昭和十三年二月二十六日

長野県酒造組合聯合会

酒造組合中央会長 伊藤保平殿

会長 林 七 六

壳免許制度は酒造業者及販賣業者多年の要望に有之、実現の暁は幾多販賣上の弊風を根絶し業界に利する所大なるを確信仕り候。然るに之が免許を販賣業者に非ざる者にして酒類を需用者に配給する機關たる購買組合消費組合等に対しても与へらるる哉に及聞候。本県は曩に全県酒造業者並販賣業者より成る酒類販売統制会を組織し取引の改善發達を企図し

着々其の成果を収めつつあるも、遺憾ながら産業組合は業者として何等制肘を受けざる立場を利用して、自由の行為に出で地方業者を犯し常に業者との間に摩擦相剋を惹起し、統制上迷惑を蒙り居る実状に有之候間、業者保護の見地より之等団体に対しては絶対に販売免許を与へざる様致

この陳情運動を展開すると同時に、長野県の業界としても、産業組合を酒類販売統制会の統制下に組み入れるための努力を傾けたのであるが、それはなかなか実現することができず、各地で摩擦が絶えなかつた。前記陳情書につづいて三ヶ月後には、再び中央会に実情報告書を送り「目下、本県酒造業界にとつての大きな問題は、一つには、地方的主要産業としての養蚕金融の関係から、依然として盆暮二期勘定の慣習を脱し得ないでいる悩みと、もう一つには、産業組合の酒類販売をわれわれの統制会下に組み入れることの至難さに悩んでいることである」と、改めてまた強調しなければならないほどであった。この摩擦について、やがて「相互従来の実績比率を変更せざるよう」との、商工、農林次官通牒が発せられることにはなつたけれども、戦時販売統制下において、産業組合との対立は、常に大きな悩みの種としてつきまとつた。

され度、万一不幸にして免許を与へらるる場合は業者と見做し組合に加入、其の統制に従ふべき義務を負はしめ、然る後免許を与へらるる様の筋へ陳情、右希望達成候様特に御配慮煩し度候也。